

長野市エイズ予防講演会等講師謝礼金助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、H I V・エイズに係る正しい知識の普及及び性感染症予防のために、長野市内の小中学校及び高等学校等が開催する予防講演会に要する経費のうち講師謝礼金に対して助成をするため、必要な事項を定めるものとする。

(講演会の実施主体)

第2条 エイズ予防講演会等は小中学校及び高等学校等が計画し実施する。

(助成の対象事業)

第3条 H I V・エイズの正しい知識の普及及び性感染症予防のために学校等が生徒・職員・P T A等に対して、医師等外部の講師による講演会を開催したものとする。

(事業の対象者)

第4条 長野市内の小学校・中学校・高等学校等とする。

(助成回数)

第5条 助成回数は、当該年度の予算の範囲内とし、同一学校が同一年度内に交付を受けることができる回数は、一回とする。ただし、高等学校等において全日制と定時制については、それぞれに助成をすることができる。

(謝礼金助成申請)

第6条 この要領により助成金を受けようとする学校は、講演会開催日の4週間前までに「長野市エイズ予防講演会等講師謝礼金助成事業申請書(様式第1号)」を市長へ提出する。

(謝礼金助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、「長野市エイズ予防講演会等講師謝礼金支出決定通知書(様式第2号)」を申請者に通知する。

(報告書の提出)

第8条 前条の規定により助成を受けた学校は、講演会終了後すみやかに「長野市エイズ予防講演会等講師謝礼金助成事業実施報告書(様式第3号)」を、市長に提出する。

(謝礼金助成金額)

第9条 講師謝礼金の助成金額は、1講演会に対し18,000円とする。また、前条の報告書の提出後に長野市が講師に直接支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 この要領により助成金を受けた学校は、事業中知り得た個人情報を、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても、また、同様とする。

附 則

この要項は、平成10年7月1日から施行する。

この改正は、平成11年7月1日から施行する。

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

この改正は、令和3年9月1日から施行する。